その他告示

○金融庁・農林水産省告示第十七号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第十八項の規定に基づき、平成十七年金融庁・農林水産省告示第一号（農業協同組合法第十条第十八項の規定に基づき、主務大臣の指定する農業協同組合連合会を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日

金融庁長官　伊藤　豊
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
名称	住所	名称	住所
（略）		（略）	
大分県信用農業協同組合連合会	大分県大分市花園三丁目二番十七号	大分県信用農業協同組合連合会	大分県大分市舞鶴町一丁目四番十五号
（略）		（略）	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百四十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十条第三項第二号及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の四の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百二十一号（電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された株式会社ＮＴＴドコモに係る同条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方は、次に掲げる電気通信事業者とする。 一　ＮＴＴ東日本株式会社 二　ＮＴＴ西日本株式会社 三　ＮＴＴドコモビジネス株式会社 ［四～七　略］ 八　ＮＴＴメディアサプライ株式会社	［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第二百四十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十一条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の五の規定に基づき、令和二年総務省告示第二百二十号（電気通信事業法第三十一条第一項の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
一　ＮＴＴ東日本株式会社に係る特定関係事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。 イ　ＮＴＴドコモビジネス株式会社 ［ロ　略］ 二　ＮＴＴ西日本株式会社に係る特定関係事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。 イ　ＮＴＴドコモビジネス株式会社 ［ロ　略］	一　東日本電信電話株式会社に係る特定関係事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。 イ　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ［ロ　同上］ 二　西日本電信電話株式会社に係る特定関係事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。 イ　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ［ロ　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。